

神奈川文化プログラム認証要領

(目的)

第1条 県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、「マグネット・カルチャー」(以下「マグカル」という。)の取組を推進している。

この取組の一環として、平成30年1月から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という)に向か、県内で行われる文化事業をアピールするために、「神奈川の文化プログラム認証制度」を設けた。

東京2020大会後は、文化芸術活動を通じた地域の継続的な活性化を図るレガシーとして認証制度を継続し、官民一体となり「オール神奈川」で、より多くの方々に県の文化芸術の魅力を発信していくとともに文化芸術を通じた地域の賑わいの創出を図っていく。

(認証の対象)

第2条 神奈川文化プログラムとして認証する事業は、文化芸術の魅力で人を引きつけ、県民が幅広く文化芸術に親しむ機会を提供し、地域のにぎわいをつくり出す事業であるものとし、原則として神奈川県内において開催される事業とする。

(マークの使用)

第3条 認証を受けた事業は、神奈川文化プログラムのマークを使用することができる。このうち、かながわ県民文化祭の期間中に実施する事業が使用できるのは、かながわ県民文化祭のマークとする。

2 神奈川文化プログラムのマーク及びかながわ県民文化祭のマーク(以下「マーク」という。)のデザインは、別表のとおりとする。

(マークの使用に関する権利)

第4条 マークの使用に関する一切の権利は、神奈川県文化スポーツ観光局文化課(以下「県文化課」という。)に帰属する。

(認証の制限)

第5条 神奈川県文化スポーツ観光局文化課長(以下「文化課長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業については、神奈川文化プログラムに認証しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) マグカルのイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると文化課長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、文化芸術の振興等に特に資すると文化課長が認める場合はこの限りではない。

(7) その他、文化課長が不適切と認める場合

(認証の対象となる事業実施主体)

第6条 文化課長に対して神奈川文化プログラムの認証の申請を行うことができるもの、以下に掲げる者とする。

- (1) 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- (2) 地方公共団体（特別区、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人を含む。）
- (3) 国立大学法人及び学校法人
- (4) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (5) 株式会社等その他法人格を有する団体
- (6) (1)から(5)までに掲げる者に準ずると認められ、文化芸術事業に関する十分な遂行能力と実績を有している団体

(認証の対象とならない事業の実施主体)

第7条 文化課長は、申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、神奈川文化プログラムに認証しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) (1)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると文化課長が判断した場合はこの限りではない。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (5) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (6) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) その他、文化課長が不適切と認める者

(認証の申請)

第8条 神奈川文化プログラムの認証を受けようとする者は、e-kanagawa電子申請により「神奈川文化プログラム認証申請書及びマグカル・ドット・ネットイベント情報提供用紙」（第1号様式）（以下「認証申請書及び情報提供用紙」という。）を、文化課長に提出しなければならない。ただし、神奈川県知事部局の所属、神奈川県教育委員会、神奈川県企業庁、神奈川県警察本部、県内市町村、県内市町村教育委員会及び県立文化施設の指定管理者は、「神奈川文化プログラム認証届出書」（第2号様式）（以下「認証届出書」という。）に関係書類を添えて、文化課長に提出することができる。

- 2 前項により認証を受けた事業のうち、かながわ県民文化祭の期間中に実施するものは、その認証をもってかながわ県民文化祭の参加プログラムとして登録を受けたものとする。

- 3 次に掲げる県の取組について、交付決定等の通知を受けた者は、その通知をもって神奈川文化プログラムの認証を受けたとみなす。
 - ア 県がかながわ県民文化祭の参加プログラムとして登録を受け付けたプログラム
 - イ 県が文化芸術団体を対象にした助成制度において、補助金の交付決定を受けた事業
 - ウ 文化芸術振興事業に対する神奈川県の後援についての取扱要領に基づき、県から後援名義の承認を受けた事業
 - エ 文化芸術振興事業に係る神奈川県知事名による賞状等の交付に関する取扱要領に基づき、県から知事賞交付の承認を受けた事業
- 4 文化課長は、申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

（認証の手続）

- 第9条 文化課長は、前条の規定による認証の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条及び第6条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、文化課長は必要に応じて条件を付すものとする。
- 2 文化課長は、前項に規定する認証を決定した場合は、e-kanagawa電子申請によりマークのデータを当該申請者へ送信するものとする。ただし、神奈川県知事部局の所属、神奈川県教育委員会、神奈川県企業庁、神奈川県警察本部、県内市町村、県内市町村教育委員会及び県立文化施設の指定管理者に対しては、電子メール等にて送信するものとする。
 - 3 認証の期間は、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業については、文化課長と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。

（認証の変更等）

- 第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、事業名、日時、開催場所又は事業概要の事項（以下「主要事項」という。）について変更しようとする場合は、あらかじめ「神奈川文化プログラム認証変更申請書」（第4号様式）に関係書類を添えて、e-kanagawa電子申請により文化課長に提出し、変更についての認証を受けなければならない。ただし、神奈川県知事部局の所属、神奈川県教育委員会、神奈川県企業庁、神奈川県警察本部、県内市町村、県内市町村教育委員会及び県立文化施設の指定管理者は、電子メール等にて提出し、認証を受けることができる。
- 2 文化課長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
 - 3 文化課長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、e-kanagawa電子申請により当該変更申請者へ通知するものとする。ただし、神奈川県知事部局の所属、神奈川県教育委員会、神奈川県企業庁、神奈川県警察本部、県内市町村、県内市町村教育委員会及び県立文化施設の指定管理者に対しては、電子メール等にて通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 第9条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証を受けた事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) マークの使用に当たっては、認証を受けた事業に限ること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) マークの使用については、以下に掲げる事項を遵守すること。
 - ア マークに記載している文字「神奈川文化プログラム」が視認できるサイズで使用すること。
 - イ マークの背景が白以外の場合は、できるだけ白抜きにし、マークが分かりやすいようにして使用すること。
 - ウ マークを単色で使用する場合は、アウトラインのみで使用せず、カラー部分はグレー等にして使用すること。グレーゾーン等が印刷できない場合は、カラー部分を除いて使用すること。
 - エ 縦横の比率を変更する、組バランスを変える、質感を出す、影をつける等のマークを加工した使用はしないこと。
- (5) 文化課長が行う認証を受けた事業の実施状況等の調査その他の照会に応じること。
- (6) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

第12条 文化課長は、認証を受けた者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると文化課長が認めた場合。
 - (2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。
 - (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。
 - (5) その他認証を受けた事業の継続が不適当であると文化課長が認めた場合。
- 2 文化課長は、前項に規定する取消しを行った場合は、e-kanagawa電子申請により当該取消しを受けた者に通知する。ただし、神奈川県知事部局の所属、神奈川県教育委員会、神奈川県企業庁、神奈川県警察本部、県内市町村、県内市町村教育委員会及び県立文化施設の指定管理者に対しては、電子メール等にて通知する。
- 3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日からマークを使用することはできない。
- 4 文化課長は、認証の取消しを受けた者に対し、認証の取消しを受けた事業について、マークを使用した広報物等の回収等の措置を請求することができる。
- 5 文化課長は、第2項から第4項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 文化課長は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

第13条 文化課長は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

2 文化課長は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

第14条 県文化課が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

第15条 マークの使用料については、無料とする。

(マーク使用の非独占性等)

第16条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者、認証を受けた事業で使用した物品等について県文化課が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第17条 県文化課は、本要領による認証の申請、第11条第5号に規定する照会並びに認証を受けた事業及びマークの使用に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第18条 県文化課は、認証を受けた事業で使用した物品等について、その産地や品質の保証責任は負わない。また、県文化課は、認証を受けた事業の内容についての正確性、適法性及び合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第19条 県文化課は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けた者は、事業で使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県文化課に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 認証を受けた者は、認証を受けた事業の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により県文化課に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県文化課に賠償しなければならない。

4 文化課長は、第2項若しくは第3項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第20条 文化課長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第21条 文化課長は、神奈川文化プログラムの推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第22条 県文化課は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。
2 県文化課が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「県文化課」若しくは「文化課長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第24条 本要領に定めるもののほか、神奈川文化プログラムの認証及びマークの使用に関し必要な事項は、県文化課が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和4年4月28日から施行する

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する

【別表】（第3条関係） 神奈川文化プログラムのマーク

<p>神奈川文化プログラム</p>  <p>マ グ カ ル</p>	<p>【神奈川文化プログラムのマーク】 認証マークの単色使用等については、別に定める使用マニュアルに基づくこと。</p>
<p>神奈川文化プログラム</p>  <p>マ グ カ ル</p> <p>かながわ 県民文化祭</p>	<p>【かながわ県民文化祭のマーク】 マークの単色使用等については、別に定める使用マニュアルに基づくこと。</p>